

要件設定型一般競争入札公告

平成28年6月14日

宇佐・高田・国東広域事務組合 管理者 是永 修治

次のとおり要件設定型一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宇佐・高田・国東広域事務組合契約事務規則第2条の規定に基づき次のとおり公告する。

1 工事概要

- (1) 工事名 平成28年度 市道ふるさと東部線道路改良工事
(2) 施工場所 宇佐市大字西大堀
(3) 工事概要 延長 L=284.0m
幅員 W=10.2m (10.2~14.2)
排水構造物 L=496.9m
舗装工（アスファルト舗装工）t=5 cm A=2784.4 m²
(4) 工期 契約締結の日の翌日から188日間

2 予定価格 51,430,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

3 最低制限価格 設定しない

4 入札保証金 免除

5 契約保証金 契約金額の100分の10以上

6 入札参加資格

(1) 資格業種等（格付）

豊後高田市建設工事競争入札参加資格審査規程（平成17年豊後高田市告示第49号）により平成28・29年度の下記業種の入札参加資格の認定（格付）を受けている者

土木一式工事（A等級）

(2) 総合評定値（P点）

適用（ ） 不適用（○）

(3) 施工実績

要（ ） 不要（○）

(4) 配置予定技術者の施工経験等

要（ ） 不要（○）

(5) 建設業法に基づく本店等の所在地等

平成28・29年度豊後高田市建設工事競争入札参加資格者名簿に、対象工事と同じ工事種別で豊後高田市内に本店又は支店を有する者として登録されていること。

(6) 指定工事店等の資格

要（ ） 不要（○）

(7) その他

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- イ 豊後高田市建設工事競争入札参加資格審査規程（平成 17 年豊後高田市告示第 49 号）により、土木一式工事について、入札公告から開札日までの間に、豊後高田市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成 17 年豊後高田市告示第 51 号。以下「豊後高田市指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ウ 開札予定日以前 3 か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）。
- オ 契約締結予定日までに建設業法第 27 条の 23 第 2 項の経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から 1 年 7 月）を経過していないこと。
- カ 対象工事に関し、当該工事現場に配置を予定する現場代理人及び主任（監理）技術者等が適正であること。
- キ 中小企業庁が証明した官公需適格組合が入札に参加する場合、当該組合の組合員には入札参加資格は認めないものとする。
- ク 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限
- この入札に参加する複数の者の関係が、以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。
- （ア） 資本関係
- 次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- a 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- （イ） 人的関係
- 次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- （ウ） その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

ケ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
- (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (カ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 設計図面等の閲覧及び貸出し

入札に付する設計書及び仕様書等については宇佐・高田・国東広域事務組合のホームページ（<http://www.utk-kouiki.jp>）に掲載するものとする。ただし、図面が見つらいなど縮小前の図面の閲覧を希望する場合は、次のとおり図面を閲覧することができる。

- (1) 閲覧場所 宇佐・高田・国東広域事務組合
- (2) 閲覧期間 平成28年6月14日(火)から平成28年7月4日(月)まで
(土曜日、日曜日を除く。)
- (3) 閲覧時間 午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。)

8 公告事項等に対する質問及び回答

(1) 質問方法及び宛て先 設計図書に関する質問書（様式第3号）によりEメールで宇佐・高田・国東広域事務組合宛てに申し出ること。

(E-mail: utk-eisei01@mx4.et.tiki.ne.jp)

- (2) 申出期間 平成28年6月14日(火)午前9時から平成28年6月27日(月)午後5時まで
- (3) 回答内容と方法 質問及び回答は随時ホームページに掲載するものとし、最終回答は平成28年6月28日(火)午後5時までに行います。
- (4) 回答掲載期間 平成28年6月14日(火)午前9時から平成28年7月4日(月)午後5時まで

9 競争入札参加資格証明申請書及び入札参加資格を確認する資料（以下「申請書等」という。）の提出期間及び方法等

- (1) 提出期間 平成28年6月14日(火)午前9時から平成28年6月30日(木)午後5時までに到着するものに限る。（土曜日、日曜日を除く。）
- (2) 提出書類

ア 要件設定型一般競争入札参加資格証明申請書（様式第1号）

※ 当該工事に求められる配置予定技術者として必要な資格については、これを証するものの写しを添付すること。

イ 豊後高田市に提出した平成28・29年度の入札参加資格審査申請受付票と競争入札参加資格審査申請書の申請書の写し

ウ 使用印鑑届（様式第2号）

(3) 提出方法 持参又は書留郵便

(4) 提出場所 〒879-0454 大分県宇佐市大字法鏡寺224番地
宇佐・高田・国東広域事務組合

なお、要件設定型一般競争入札参加資格の確認結果は、平成28年7月4日（月）までに通知する。

10 配置予定技術者等

(1) 建設業法第26条に規定される**当該建設工事の業種（土木一式工事）における技術者**を配置予定技術者として配置できること。なお、申請書等に配置予定技術者として記載した者を当該工事に配置するものとし、病休、死亡及び退職等極めて特殊な場合であって、管理者が承認した場合を除き契約時の変更を認めない（現場代理人について同様）ものとする。また、その場合にあつては、当初の配置予定技術者と同等以上の者を当該工事に配置しなければならない。

(2) **配置予定技術者は、競争入札参加資格証明申請時点でどの工事にも専任で配置されていない者（建設業法第26条第3項により専任の主任（監理）技術者を配置しなければならない工事に該当する場合は、他のどの工事にも配置されていない者）でなければならない。**ただし、入札公告の対象工事の契約時まで当該技術者が配置されている工事が完成し、引渡し完了の見通しにある場合はこの限りでない。

(3) 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者として申請する場合において、入札前に他の工事を落札（落札候補者決定を含む。）した場合等、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には入札を辞退すること。また、入札後に他の工事を落札（落札候補者決定を含む。）したことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、開札日時までに**申出書（任意様式）**を宇佐・高田・国東広域事務組合まで直接持参して提出すること。なお、その場合における既に入札している案件についての取り扱いについては「入札者としての資格のない者のした入札」として無効入札として取り扱うものとする。

※ 申出書の記載例は宇佐・高田・国東広域事務組合ホームページに例示している。

(4) 建設業法第26条第3項により専任の主任（監理）技術者を配置しなければならない工事に該当する場合は当該競争入札参加資格証明申請日以前3か月以上前に雇用された者で直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

(5) 建設業法に定める経營業務の管理責任者、営業所専任技術者、建築事務所を管理する建築士（管理建築士）及び専任の宅地建物取引主任者等の他の法律により特定の事業所等において専任を要するとされている者は、現場代理人、専任の主任（監理）技術者として配置することはできない。

(6) (3)の手続きを怠った場合においては、豊後高田市指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

11 入札

(1) 入札日時 平成28年7月5日（火） 午前10時

(2) 入札場所 大分県宇佐市大字法鏡寺224番地
宇佐文化会館内 2階 講習室（2）

(3) 入札方法 当日入札書持参

(4) 入札回数 2回までとし、落札者がいない場合は随意契約に移行又は入札を打ち切るものとする。

(5) 落札

有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 入札・開札に関する注意事項

- (1) 入札に当たっては、当該業務の要件設定型一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
- (2) 入札者が代理人の場合は、委任状を当日持参すること。
- (3) 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (7) 公告に示した入札参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (8) 郵送、電信による入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

14 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、宇佐・高田・国東広域事務組合契約事務規則（平成19年規則第7号）、契約書その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- (2) 6(5)建設業法に基づく本店等の所在地の入札参加資格要件を大分県内又は県内の一部の地域に限定した場合において、競争入札参加資格を有する入札参加者が1者の場合でもその他事業の推進に著しく支障を来さない限り、開札の中止は行わない。
- (3) 落札候補者は、9の(1)に掲げる書類のほか、必要に応じて契約担当者が指定する資料を提出しなければならない。
- (4) 契約担当者は、開札後、落札決定するまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 豊後高田市の指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき

イ 入札公告に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったとき

- (5) 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、(4)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取り消し又は仮契

約の解除を行うことができるものとする。

この場合、契約担当者は落札決定の取り消し又は仮契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

- (6) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が(4)又は(5)に該当していた場合は、契約の解除を行う事ができるものとする。
- (7) 落札者は、落札の通知を受けた日を含め7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。
- (8) 開札から請負契約締結に至る間において落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5を違約金として徴収する。
- (9) 提出された書類は返却しない。
- (10) 入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (11) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15 照会先

宇佐・高田・国東広域事務組合〔電話 0978-33-2568〕